

2024(令和6)年6月10日

上尾市教育委員会 様

仮称「教育懇談会」開催に関する請願

住所・氏名①

住所・氏名②

(請願の趣旨)

上尾市教育委員会主催による仮称「教育懇談会」を開催することにより、児童・生徒を含む幅広い世代の地域住民とともにこれからの上尾の教育の方向性について考えていくための一つの機会とします。

本『請願』については、教育総務部・教育総務課の業務の範疇に「他の部および部内の他の課の主管に属しない事項に関すること」が含まれているため、同部(同課)からの提案(時期は遅くとも教育委員会8月定例会までに)としていただくよう、お願いいたします。

(補足説明)

「教育懇談会」の開始時期・教育懇談のテーマ・開催回数・参加対象者の選任方法等については上尾市教育委員会にお任せしますが、以下のように取り扱っていただけると幸いです。

\*開催回数は年度に2~3回程度で、複数年かけて市内各地域を巡回します。

\*参加対象者は幅広い年代とし、選任方法は基本的に公募としますが、可能な限り児童・生徒の参加を優先します。

\*具体的開催方法等については、本『請願』と同趣旨の「教育懇談会」を実施している他の自治体、とりわけ新座市の開催方法が参考になると思われます。新座市では2024(令和6)年1月24日に「第82回教育懇談会」が開催されており(所要時間は約1時間半)、その様子は新座市のHPでテキストで公開されています。

(市民の『請願』提出に関する根拠法令等)

日本国憲法第16条の「国民の請願権」に基づき、本『請願』を提出いたします。

また、「上尾市職員倫理条例」第9条では、次のとおり定められています。

「職員は、市民の市政への参画と協働を実現するため、市政運営に対する要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応しなければならない。」

よって、上尾市教育委員会は、市民の『請願』の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応していただくよう、お願いいたします。

以上です。